

非常勤労働者の

労働条件改善を！

ゆうメイトによる
ゆうメイトのための
ゆうメイト全国交流会

ゆうメイト 全国つうしん

2006年 5月
第5号
発行 ゆうメイト全国交流会
運営委員会
HPアドレス：
<http://www7a.biglobe.ne.jp/~yumate/>
Eメールアドレス：
yumate-mail@ked.biglobe.ne.jp

ゆうメイト全国交流会は、16万人以上とも言われる郵政の非正規雇用労働者「ゆうメイト」の劣悪な労働条件の改善、とりわけ、ゆうメイトにも適用されなければならぬ「パートタイム労働法」がゆうメイトに完全に適用されていない実態を踏まえ、また、2007年10月から実施される郵政民営化時におけるゆうメイトの雇用の完全な承継を求め、総務大臣・厚生労働大臣あての「請願署名」を全国で実施しました。



「ゆうメイトの雇用を守り、労働条件の改善を求める請願署名」

一八、八五四筆を提出！

署名は、ゆうメイト全国交流会、さらには、郵政労働者ユニオンと郵政産業労働組合の両組合も連名で署名を取り組み、署名活動期間が十分ではなかったにもかかわらず、全国で18,824人の協力をいただき、

ゆうメイト処遇改善を求め、 郵政公社との意見交換も行う！

総務省、厚生労働省に4月28日に請願署名を提出しました。また、未回収の署名もあり、回収できしだい追加提出の予定です。皆さんの協力、ありがとうございました。

全国から寄せられた署名提出の前に、ゆうメイト全国交流会、郵政ユニオン、郵産労により、国会参議院議員会館で院内集会が開催されました。集会には、今回の署名行動に協力していただいた国会議員も多数参加、共産党・吉川議員、吉井議員、民主党・山下議員秘書、社民党・福島みずほ議員、又市議員秘書、他にも紹介がありました。集会は30分で各議員からの挨拶、そして、今回の取り組みで集まった署名18,824人の署名を国会議員に託しました。

その後、郵政公社本社と日本郵政株式会社から5名の方との、ゆうメイトの今後の処遇についての意見交換がおこなわれました。前段に提出してあった意見についての解答と、全国のゆうメイトを代表して参加したゆうメイト全国交流会の運営委員である仲間から、ゆうメイトの職場実態を訴えました。意見の中で「ゆうメイトは正規職員の欠

員の後に配属され、正規職員のものまでの仕事を引き継いでいる。仕事はもちろん、責任も引き継いでいるし、ミスをすれば責任も問われる簡易な仕事ではないし、職員と同じ仕事をしている。しかし、評価は低い」と訴えました。公社との意見交換会は約1時間の予定でしたが15分間延ばされ終了しました。途中、福島国会議員が駆けつけ、意見交換会に参加、ゆうメイトの実態と一緒に聞くこととなりました。

机上での物事の判断を常としている公社側は、現場の意見にたじたじ、説明に詰まると人を変え答弁をする状況。最後は、意見を参考にしたいとは言っていました。現場からの声をどれだけ理解できたか疑問です。それでも現場からの生の声を公社、日本郵政株式会社の中核部にアピールできたのは十分に意義があり、今後の取り組みにも元気が出てくるのではないでしょう。院内行動の締めとして、ゆうメイト全国交流会を代表して岡山の東さんの挨拶で院内行動を締めくくりました。

※詳細はホームページに掲載。

第3回ゆうメイト全国交流会

10月8日(日曜日)大阪での開催決定！

※詳細は8月中旬には決定予定。詳細はHPに掲載します。

公務非常勤解雇で初の勝利判決！

— 公法の壁に風穴あける歴史的判決 —
非常勤の再任拒否は違法 — 公務員で初、東京地裁判決 —

国立研究所の非常勤職員を

十四年続けた東京都杉並区の女性(39)が、正当な理由なく任用更新を拒否されたとして、職員としての地位確認を求めた訴訟の判決で東京地裁は二十四日、「更新拒否は違法」と女性の請求を認め、国側に未払い賃金などの支払いを命じた。

原告側弁護士によると、民間の雇用関係をめぐる訴訟では更新拒否を解雇権の乱用と認める判決も多いが、公務員は任用権に行政の裁量が広く認められ

るため、地位確認請求を認めた判決はこれまでなかった。

山口均(やまぐち・ひとし)裁判官は判決理由で「権利乱用の禁止や信義則は普遍的で、公務員でも任用更新を拒否できないこともある」と指摘。この女性のケースについては「原告に任用終了の方針が決まった時点で伝えず、再就職の心配をした形跡もなく、更新拒否は著しく正義に反する」と判断した。

女性は国立情報学研究所(東京、現情報・システム研究機構)

に、任用更新を繰り返しながら十四年間勤務したが、二〇〇三年一月下旬に任用終了を告げられ、三月限りで退職扱いとなった。(2006年03月24日 共同通信の配信から)

「道具を取り替えるのとは訳が違う」

今回、東京地裁(山口均裁判長)の判決はきつぱりと言いつつ

を打ち切られた職員にとつては、明日からの生活があるのであって、道具を取り替えるのとは訳が違うのである。これを本件について見るに、国情研においては、原告ら非常勤職員に対して冷淡に過ぎたのではないかと感じられるところである。永年勤めた職員に対して任用を打ち切るのであれば、適正な手続を踏み、相応の礼を尽くすべきものと思料する次第である」

そして結論はこうである。

「原告は、平成元年5月1日に非常勤職員として任用されて以来13年11ヵ月にわたり、13回の任用更新を受け、それなりに職場に愛着を持ちつつ勤務に励み、平成15年4月1日以降も任用更新されるものと信じていたところ、国情研において、既に平成11年末において任用終了方針を原則決定しており、しかるにその当時においても、その後の最終の任用更新時においても、これを原告に告知することをせず、まして、任期満了後における原告の再就職について、あつせんはもちろん心配もした形跡がないことが認められるのである。上記事情の下においては、本件任用更新拒絶は、著しく正義に反し社会通念上是認しえないというべきであつて、前記二にいう特段の事情が認められる場合に該当する

ゆうメイト裁判が道を開いた

なんと人間的な判決であろうか。

この判決のいう「特段の事情」というのは、実はゆうメイト裁判が切り開いた地平がその基礎となっていたのだ。

判決文では、横浜港局のゆうメイト飯島さんの東京高裁判決、岡山中央局のゆうメイト池田さんの岡山地裁判決が引用されている。

今回の判決への道を切り開いた背景には、間違いなく「負けても負けても」挑んできた「ゆうメイト裁判」の蓄積があっただろう。針のような穴でもあちこち刺せば大きな突破口となるのだ。

使い勝手の良い、安価な使い捨て労働力として「道具」のようにならされてきたゆうメイトの人権に光をあてる歴史的な判決である。(池田実)

3月5日実施！「全国一斉電話労働相談」報告

3月5日、ゆうメイト全国交流会は「全国一斉ゆうメイト電話労働相談」を行いました。全国で24人のゆうメイト(1人民間パート労働者)さんから電話があり、ゆうメイト全国交流会のスタッフと、専門的な相談にも対応できるよう、弁護士さんにも待機をお願いする中で相談を受付、アドバイスなどを行っています。

相談電話については、東京・関東地方、東海地方、近畿地方、四国地方、中国地方(岡山)、中国地方(岡山以外)、九州地方の全国7ヶ所で行いました。

なお、相談内容は、ゆうメイト全国交流会ホームページをご覧ください。なお、ホームページへの掲載は了解していただいたゆうメイトさんの報告のみ掲載しています。

「非常勤職員といっても、任用更新の機会に度に更新の途を選ぶにあたっては、その職場に対する愛着というものがあるはずであり、それは更新を重ねるごとに増していくことも稀ではないところである。任命権者としては、そのような愛着を職場での資源として取り入れ、もつてその活性化に資するよう心がけることが、とりわけ日本の職場において重要であつて、それは民間の企業社会であろうと公法上の任用関係であろうと変わらないものと思われる。…任用

※「伝送便」ホームページより抜粋転載。